平成２５年（フ）第３８号
大阪府八尾市東山本新町２丁目６番22号
債務者　西田　盛愛
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９号
大阪府八尾市東山本新町２丁目６番22号
債務者　西田　節子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７号
松江市上乃木８丁目19番28号、前住所松江市上乃木４丁目３番21号
債務者　津崎　律子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４３号
香川県高松市木太町1936番地１　県住203
債務者　上本　明美
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３６６号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目150番地　片山アパート２Ｆ、旧住所長崎県長崎市磯道町48番地１　ボンヌール小ヶ倉506号
債務者　浦田みどり
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
北海道小樽市望洋台３丁目４番21号、前住所北海道小樽市桜３丁目６番207号　サーム桜３丁目
債務者　渡邊　愼一
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１６６号
青森県南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南一本柳25番地１
債務者　五十嵐静香
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第８９９号
仙台市泉区南中山２丁目16番地の８
債務者　佐々木敦子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９０２号
仙台市泉区東黒松11番７号
債務者　遠藤ゆかり（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９２０号
仙台市太白区太白２丁目20番７―401号
債務者　庄子　美穂（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
福島県いわき市小名浜岡小名１丁目６番地の２　スプリングハイツＢ―102
債務者　丹野有紀恵
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第４４７号
茨城県水戸市見川３丁目536番地の８　県営見川アパート７棟204号、旧住所茨城県水戸市見川５丁目159番地の４　緑川住宅01号
債務者　加山　力也
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１０５号
千葉県茂原市東郷1637番地１　モルトフィオーレⅢ番館201
債務者　深川貴美子（旧姓横堀）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
千葉県茂原市東郷1619番地　プランドールＢ棟102
債務者　海老沢　悟
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
千葉県長生郡長生村七井土1500番地25
債務者　大野　　恵（旧姓吉田・小塩）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
千葉県木更津市請西３丁目13番13号　さくら貸家Ｃ―５
債務者　森田きみ枝
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４１号
千葉県館山市亀ケ原539番地の１
債務者　山口　博資
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第１６０号
富山県高岡市米島831番地７　正六住宅６号、旧住所富山県高岡市あわら町11番32号
債務者　綿木　詳治
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
富山地方裁判所高岡支部